



読書コーナー

受験脳の作り方

—脳科学で考える効率的学習法—
新潮文庫
著者 池谷裕二



この本は、題名には受験脳の作り方とありますが、記憶を専門に研究する著者が、「自分ならばこう勉強する」と提案する本であり、脳の記憶についての記載が面白い本です。

脳科学では、「記憶」とは「神経回路のダイナミクスをアルゴリズムとして、シナプスの重みの空間に、外界の時空間情報を写し取ることによって内部表現が獲得されることである。」と表現されるそうです。分かりやすく言うと、「新たな神経回路の形成」だそうです。

神経回路のネットワーク上を神経信号が飛び回り情報を処理しているところは、コンピューターと似ていますが、シナプスはアナログ信号なので、情報を機械的に保管するのではなく、消

去法のように取捨選択をして正解を残すような情報の調整が行われるそうです。

記憶は、短期記憶を経由して長期記憶に保管されますが、短期記憶は一時的な記憶の保管場所で容量も少なくすぐ消えてしまうので、長期記憶を作るために海馬(脳部位)にこの情報は必要なものと思わせることが重要になります。海馬を繰り返し刺激すると長期的に神経細胞が活性化される(以下LPT)ので、結局は反復学習が大事ということになります。

結局そこかという話になりますが、回数を少なくする秘訣があるそうです。それは、シータ派(興味)と扁桃体(感情)です。

シータ派は好奇心や興味を持った時に出る脳波で、十分の一の刺激でLPTが起こり、また扁桃体とは感情を生み出す脳部位で、扁桃体が活動するとLPTが起こりやすくなるそうです。つまり興味をもって感情交えると自然と記憶されますが、教科書等に感情を交えるのは不思議な感じがします。

この他にも朝より寝る前に勉強した方が、記憶が睡眠時に整理されるので良いとか、満腹時は効率が悪いので食休みした方が良いとか、面白い話がありました。他にも興味深い話がありましたので、記憶に興味がある方にお勧めします。

(文責:明石)

Q&A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



私は衣料品小売店を営んでいます。

令和5年(2023年)10月1日から導入される消費税のインボイス制度についてお聞きしたいのですが、インボイスは、その交付を希望されないお客様にもすべて交付しないといけないのでしょうか。また、小売業の場合、インボイスの記載事項の一部を省略できる簡易インボイスを交付できると聞きましたので、その点についても教えてください。

A インボイスは、事業者である相手方(消費税免税事業者を除きます)から交付を求められた場合にのみ、交付しなければならぬと定められています。

【解説】 1.令和5年(2023年)10月1日からのインボイス交付義務の概要

消費税法上、令和5年(2023年)10月1日からのインボイス制度導入後、適格請求書発行事業者(インボイスを発行することができる個人事業者や法人)は、国内において商品の販売やサービスの提供等を行った場合において、それらの取引の相手方である他の事業者(消費税免税事業者を除きます)からインボイス(適格請求書)の交付を求められたときは、その取引にかかるインボイスを相手方に交付しなければならぬと定められています。

したがって、事業者でない一般消費者や、消費税免税事業者である事業者に対しては、インボイスを交付する義務がないこととなります。

2.簡易インボイスの記載事項

インボイスには、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」、「税率ごとに区分した消費税額等」、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」などの事項を記載しなければならぬと定められていますが、不特定かつ多数の人に商品販売・サービスの提供等を行う事業(※)を行う場合には、インボイスの記載事項のうち、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」と「消費税額、もしくは適用税率のどちらか一方」を省略した「簡易インボイス(適格簡易請求書)」を交付することができると定められています。

※簡易インボイスを発行できるのは右記の事業を行う場合と定められています。

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業 (不特定かつ多数の者に対するものに限りです。)
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

[参考] 新消費法 57 の 4、新消費法 70 の 9、国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」など



(文責:前原)

編集後記

9月1日は防災の日です。今年も大雨等による災害が各地で発生していますので、自社の防災対策が十分かどうか、見直してみたいかがでしょうか。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040

相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

初秋の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて夏休みを利用して、北アルプスの唐松岳(からまつだけ)に登ってきました。

北アルプス登山は、60歳になった年に燕岳(つばくろだけ)に登ったことがあるので今回は2度目です。

群馬県にもいい山が沢山あり、かなりの数登っているのですが、北アルプスの雄大さに憧れての山行です。

7年前の燕岳は、麓の中房温泉から北アルプス3大急登と呼ばれる標高差1,243メートルを一気に登るキツイ登山でしたが、頂上からは槍ヶ岳や穂高岳へと続く北アルプスならではの壮大な稜線の眺めや、遠く南アルプスや富士山も見ることができ、大きな達成感と満足感を味わいました。

今回の唐松岳は、長野オリンピックの主要会場ともなった八方尾根スキー場から登り始めるルートを選び、ゴンドラやリフトも利用しての比較的楽なコースと聞いていたのですが、いざ登り始めてみると聞くとは違っていました。

長野オリンピック男子滑降コースのスタート地点の上部、標高1,830メートルにある八方池山荘から、標高差866メートル



の八方尾根を登り詰めればいいのですが、この八方尾根の長いこと急なことと言ったら半端じゃない。

途中からは空気が薄くなってきたせいか、呼吸も苦しくなり立ち止まって息を整える事しばし。

最後の崖道では、設置された鉄製の階段の手すりにしがみつこうにして這う這うの体で登り上げました。

とは言うものの、途中八方池に逆さに写った白馬三山の雄姿や、この季節までも残っている真っ白な雪渓、まよまよ歩く雷鳥の親子連れなど、ここに来ない限りは見られない光景をいくつも楽しむことが出来ました。

こうしてやっとの思いで到着した唐松岳頂上山荘では、入り口わきに缶ビールの自動販売機がお出迎え。

700円を入れて転がり出てきた缶ビールを山荘前のベンチで座って飲めば、それまでの疲れも一気に吹き飛びます。

頂上からは、遙か下を流れる黒部渓谷を隔てて立山連峰の剣岳や立山が聳え立ち、また幽かに富山湾や能登半島まで望むことができました。

こうしてどうにか無事に終えることのできた今回の北アルプス登山でしたが、いつまで続けられるかは分かりません。

それでも数年に一度くらいは挑戦できるよう、これからも精々ウォーキングに励みたいと思ったところで。

虫の声も聞こえ、朝晩は涼しさも感じられるようになりました。皆様のますますのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

Contents

P1 所長挨拶・目次

P2・3 税務トピックス

P3 将軍の日

P4 読書感想文

P4 Q&Aコーナー

P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しておりました、従業員の写真をお休ませていただくことにいたしました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会



変わる？ それとも変わらない？ 令和4年分の年調関係書類

税制改正等に伴い変更を予定している年末調整関係書類が、7月8日付で国税庁から公表されました。令和4年分の年末調整関係書類の変更点を確認します。

変更予定の年調関係書類

(1) 年度修正程度のもの

公表された変更予定の年末調整関係書類のうち、令和4年分の年末調整に直接影響するものは、次の書類です。これらは年度修正が予定されている程度の変更です。

- 令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

(2) (1) 以外にも変更があるもの

(1)の他、『令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』についても、変更が予定されています。

給与所得者の扶養控除等申告書(以下、マル扶)は、原則、その年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出をします。そのため令和5年分のマル扶は、令和4年分の年末調整と関係ありません。しかし、令和4年分の年末調整時に令和5年分のマル扶の提出を受けておけば効率が良いため、同時期に提出を促すケースが多いです。

令和5年分のマル扶の変更点は、年度修正以外に主に次の2つがあります。

- 国外居住親族に係る扶養控除の見直しに伴う修正
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の新設

いずれもすべての方に影響のある変更ではありませんが、マル扶の見た目が変わる予定であるため、これらの変更点について、改正の概要とともにご案内します。

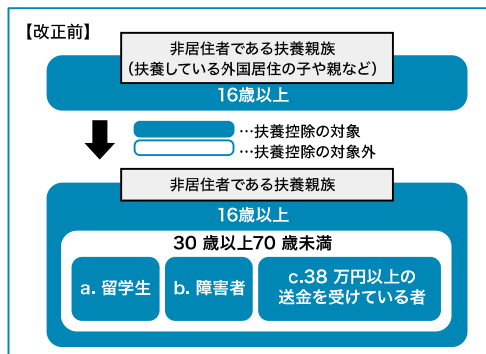
国外居住親族に係る扶養 控除の見直し

令和2年度税制改正により、日本国外に住む子や親などを扶養している場合の扶養控除の適用について、対象となる扶養親族の範囲から一定の者が除外されました。

除外対象者：年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次に掲げる者のいずれにも該当しないもの

- 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- 障害者
- 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

○非居住者である扶養親族に係る 扶養控除の適用要件



出典:国税庁HP「変更を予定している年末調整関係書類(事前の情報提供) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf> 一部編集

これによりa. とc. に該当する場合は、次の確認業務が発生します。

	a. 留学生	c. 38万円以上の 送金を受けている者
必要書類	留学ビザなど外国の在留を 証する書類の写し	38万円以上の 送金関係書類
確認時期	マル扶受領時	年末調整を行う時

(注)マル扶を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認は、b. 障害者を含めてこれまでどおり必要です。ただし、上記c.の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

令和5年分のマル扶は、たとえば控除対象扶養親族(16歳以上)欄にある非居住者である親族欄について、次のいずれかをチェックするように変更が予定されています。

- 16歳以上30歳未満又は70歳以上
- 留学
- 障害者
- 38万円以上の支払

退職手当等を有する配偶者・扶養親族

令和4年度税制改正により、マル扶にある「住民税に関する事項」欄に、退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を記載することとなりました。

これは、同一生計配偶者や扶養親族となる要件の「合計所

得金額48万円以下」に、分離課税される退職所得金額を含むか否かの取扱いが、所得税と住民税とで異なることに起因しています。

○合計所得金額に分離課税される退職所得金額を 含むか否か

	● 所得税:含む	● 住民税:含まない
【例】配偶者の所得は給与所得金額10万円、分離課税の退職所得金額200万円(その他要件は満たす)		
	配偶者の合計所得金額	配偶者控除の適用可否
所得税	210万円	適用不可(x)
住民税	10万円	適用可(o)

このように、所得税と住民税において所得控除の適用可否が分かれるケースが考えられます。この場合、別途、住民税の申告をすることで「含まない」計算により所得控除が適用できますが、この手続をしないことによる適用漏れを防止する観点から、マル扶への記載が求められることとなりました。事業者は、このマル扶に記載された内容を給与支払報告書に記載して地方団体へ提出することで、住民税を賦課する地方団体は必要な情報を確実に把握できるようになります。

記載欄の様式案は、以下のとおりです。

【(様式案) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 住民税に関する事項欄(一部抜粋・イメージ)】

氏名	生年月日	住所	所得	扶養控除	配偶者控除	扶養親族	その他
配偶者							
扶養親族							

参考:国税庁HP「変更を予定している年末調整関係書類(事前の情報提供) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf>

例年、年末調整時期になると、税務署から「年末調整のしかた」、「源泉徴収額表」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットが、まとめてお手元に届いていたかと思いますが。これが令和4年分からは、昨年との変更点などが記載されたリーフレットに代わるようです。今後パンフレットをご入用の際は、国税庁ホームページから直接ダウンロードする必要があります。その点もあわせてご確認ください。

参考:国税庁「令和4年4月源泉所得税の改正のあらまし」ほか

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れた電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ:かなた税理士法人
027-361-5568 担当:森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から